

保護命令申立事件 必要書類等一覧表

山口地方裁判所

費 用	申立手数料	1 0 0 0 円 収入印紙
	郵便切手	2 5 0 0 円分の郵便切手 <内訳> 5 0 0 円 × 2 枚 5 0 円 × 5 枚 2 8 0 円 × 2 枚 1 0 円 × 1 7 枚 1 0 0 円 × 5 枚 1 円 × 2 0 枚
提 出 書 類		
標 目 等	提出に当たっての留意事項等	部 数
1 申立書(正本)	※ 左余白を 3 cm程度空ける。下余白にページ番号を記入する。	1 部
2 申立書(写し)	申立書(正本) のコピーで可 (相手方へ送付用)	1 部
3 証拠書類等 【注意】証拠書類の原本は手元に保管し、裁判官との面接の際に裁判所に持参してください。	<p>当事者双方の戸籍全部事項証明書、世帯の住民票(原本、3か月以内に認証され、マイナンバーの記載がないもの) 法律上又は事実上の夫婦※1 当事者双方のものが必要です。 であること等を証明する資※2 申立人・相手方が外国人の方であって、在留資格が「短期在留者」などの理由により住民票が取得できない場合は「在留カード」(表面・裏面)の写しを提出してください。</p> <p>申立人及び相手方の住民票(3か月以内に認証され、マイナンバーの記載がないもの)または在留カードの写し 生活の本拠における交際時の写真、メール又は手紙 住居所における建物の登記事項証明書又は賃貸契約書の写し 電気料金、水道料金、電話料金の支払請求書の写し 等</p> <p>暴力・脅迫を受けたことを診断書、受傷部位の写真(一方ないし双方の提出ができないれば陳述書等)で証明する資料(証拠書類)</p> <p>相手方から今後、身体的暴力を振るわれて生命、身体に重大な危害を受けるおそれがあることを証明する資料(証拠書類)</p> <p>子への接近禁止命令を求める場合</p> <p>親族等への接近禁止命令を求める場合</p>	各 1 部 写し 2 部 写し 2 部 写し 2 部 添付書類は 1 部、証拠書類は写し 2 部
送達場所等の届出書	裁判所からの郵便物を受け取る場所や受取人を届け出るためのものです。	1 部
	【再度申立の場合】前回の保護命令申立書写し、保護命令謄本の写し	各 2 部